

新	旧
<p>4. 地域再生計画の目標</p> <p>西播磨地域は、兵庫県西部に位置し、4市4町で構成され、南は瀬戸内海、西は岡山・鳥取両県、東は中播磨地域に隣接し、県全体の約1/5を占める広大な地域である。臨海部には、赤穂市、相生市、たつの市があり、リアス式の自然性の高い海岸や、大小の島々が織りなす風景が美しい瀬戸内海に面し、漁業とともに海水浴や潮干狩りが盛んなほか、一部にリゾート施設等が立地している。</p> <p>歴史をふりかえれば、天平年間（729～748年）、行基により、瀬戸内海航路の基盤として、ほぼ一日航程の間隔で、「泊」（とまり）が配置され、瀬戸内海海運の拠点として賑わいを見せてきた。また、これらの「泊」の間に「風待ちの港」や「潮待ちの港」として「津」（つ）、「浦」（うら）が発達し、地域の交流拠点として栄えた。この地域においても、室生泊（たつの市室津漁港）、那波の浦（相生港）、坂越浦（坂越港）、福浦（福浦漁港）などがあげられる。また、中世期には天然干潟を利用した製塩業が発達してきた。</p> <p>近代以降、これらの「泊」、「津」、「浦」をはじめ、製塩業も衰退していくなかで、代わりに天然の良港を活用した重化学工業の立地が進み、高度経済成長の中で日本経済を支えてきた。しかしながら、近年の産業構造の変化や長期化する日本経済の低迷の中で、重化学工業も縮小合理化が進むとともに、少子高齢化の中で漁業者も次世代育成が進まず、臨海部</p>	<p>4. 地域再生計画の目標</p> <p>西播磨地域は、兵庫県西部に位置し、4市4町で構成され、南は瀬戸内海、西は岡山・鳥取両県、東は中播磨地域に隣接し、県全体の約1/5を占める広大な地域である。臨海部には、赤穂市、相生市、たつの市があり、リアス式の自然性の高い海岸や、大小の島々が織りなす風景が美しい瀬戸内海に面し、漁業とともに海水浴や潮干狩りが盛んなほか、一部にリゾート施設等が立地している。</p> <p>歴史をふりかえれば、天平年間（729～748年）、行基により、瀬戸内海航路の基盤として、ほぼ一日航程の間隔で、「泊」（とまり）が配置され、瀬戸内海海運の拠点として賑わいを見せてきた。また、これらの「泊」の間に「風待ちの港」や「潮待ちの港」として「津」（つ）、「浦」（うら）が発達し、地域の交流拠点として栄えた。この地域においても、室生泊（たつの市室津漁港）、那波の浦（相生港）、坂越浦（坂越港）、福浦（福浦漁港）などがあげられる。また、中世期には天然干潟を利用した製塩業が発達してきた。</p> <p>近代以降、これらの「泊」、「津」、「浦」をはじめ、製塩業も衰退していくなかで、代わりに天然の良港を活用した重化学工業の立地が進み、高度経済成長の中で日本経済を支えてきた。しかしながら、近年の産業構造の変化や長期化する日本経済の低迷の中で、重化学工業も縮小合理化が進むとともに、少子高齢化の中で漁業者も次世代育成が進まず、臨海部</p>

の地域全体に活力が失われてきている。

このような背景のもとに、西播磨地域の地方港湾、漁港の連携を図り、海を中心とした交流を喚起することにより、かつての「泊」や「津」の賑わいを取り戻し、地域を活性化していくことが求められる。

このため、西播磨地域の中核港である相生港において、クルージング船やビジターヨットだけでなく離島（家島群島）からの生活用海上交通の利用拡大を図るための係留施設等を整備し、背後の商業施設との一体的な活用を図る。

また、相生港、福浦漁港においては、カキ養殖業、岩見漁港においては、のり養殖、小型底びき網漁業を中心とする水産業が地域の基幹産業となっているが、水産物の陸揚げ係留施設及び漁港施設用地が不足し、安全な航路、泊地が確保されていないことなどから、漁業活動に支障をきたしている。このため、係留施設、用地、輸送施設、航路、泊地等の整備を行い、漁業就労環境の向上及び水産物生産コストの低減を図り、水産業の振興を核とした地域の活性化を図る。

あわせて地方港湾や漁港に散在する放置艇の係留施設等を整備し、公共用水域の適正な利用を図ることにより、漁業活動及び港湾活動の効率化を実現するとともに、これを活用したビジターバースネットワークを形成して現代版「津」の交流拠点とし、海洋性レクリエーション振興を通して、都市と漁村の交流促進や、西播磨地域全体の活性化を図っていく。

さらに、赤穂港において震災時の緊急物資・資機材や応援要員を他の被災地域を通過することなく大量に輸送することと、震災後の地域の復興・活性化を図っていくための耐震

の地域全体に活力が失われてきている。

このような背景のもとに、西播磨地域の地方港湾、漁港の連携を図り、海を中心とした交流を喚起することにより、かつての「泊」や「津」の賑わいを取り戻し、地域を活性化していくことが求められる。

このため、西播磨地域の中核港である相生港において、クルージング船やビジターヨットだけでなく離島（家島群島）からの生活用海上交通の利用拡大を図るための係留施設等を整備し、背後の商業施設との一体的な活用を図る。

また、相生港においては、カキ養殖業、岩見漁港においては、のり養殖、小型底びき網漁業を中心とする水産業が地域の基幹産業となっているが、水産物の陸揚げ係留施設及び漁港施設用地が不足していることから、漁業活動に支障をきたしている。このため、係留施設、用地、輸送施設等の整備を行い、漁業就労環境の向上及び水産物生産コストの低減を図り、水産業の振興を核とした地域の活性化を図る。

あわせて地方港湾や漁港に散在する放置艇の係留施設を整備し、公共用水域の適正な利用を図ることにより、漁業活動及び港湾活動の効率化を実現するとともに、これを活用したビジターバースネットワークを形成して現代版「津」の交流拠点とし、海洋性レクリエーション振興を通して、都市と漁村の交流促進や、西播磨地域全体の活性化を図っていく。

さらに、赤穂港において震災時の緊急物資・資機材や応援要員を他の被災地域を通過することなく大量に輸送することと、震災後の地域の復興・活性化を図っていくための耐震

岸壁、臨港道路等を整備する。

(目標1) 域内放置艇隻数 1, 111隻 → 0隻

(目標2) 相生港係留施設 利用隻数 0隻/年 → 300隻/年

(目標3) 安全係留可能施設を2港(相生港、岩見漁港)において整備する

(目標4) 赤穂港の耐震強化岸壁の整備
(必要緊急物資輸送量の海上輸送分担率: 0→10%)

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

- ・西播磨地域の中核港湾である相生港において不定期船等が係留できる係留施設を整備し、「あいおい海の駅」(仮称)として兵庫県「海の駅」に登録する。
- ・赤穂港、坂越港、坂越漁港、福浦漁港、岩見漁港においてプレジャーボートを収容する係留施設等を整備し、放置艇を整理・適正係留する。赤穂港においては来訪者用の緑地も整備する。
- ・各港湾管理者が連携して空きバースを一時的にビジター利用できるよう運用するなど各港のビジター係留施設を連携して、古代の「津」の交流・賑わいネットワークを形成し、瀬戸内マリンツーリズムの一環として、瀬戸内

岸壁、臨港道路等を整備する。

(目標1) 域内放置艇隻数 1, 111隻 → 0隻

(目標2) 相生港係留施設 利用隻数 0隻/年 → 300隻/年

(目標3) 安全係留可能施設を2港(相生港、岩見漁港)において整備する

(目標4) 赤穂港の耐震強化岸壁の整備
(必要緊急物資輸送量の海上輸送分担率: 0→10%)

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

- ・西播磨地域の中核港湾である相生港において不定期船等が係留できる係留施設を整備し、「あいおい海の駅」(仮称)として兵庫県「海の駅」に登録する。
- ・赤穂港、坂越港、坂越漁港、福浦漁港、岩見漁港においてプレジャーボートを収容する係留施設を整備し、放置艇を整理・適正係留する。赤穂港においては来訪者用の緑地も整備する。
- ・各港湾管理者が連携して空きバースを一時的にビジター利用できるよう運用するなど各港のビジター係留施設を連携して、古代の「津」の交流・賑わいネットワークを形成し、瀬戸内マリンツーリズムの一環として、瀬戸内

海一円の海洋レジャーツーリング客の誘致を図るための啓発事業を行う。

- ・ 水産振興を図るため、防波堤、護岸、係留施設、漁港施設用地、輸送施設、航路、泊地、緑地を整備する。
- ・ 震災時に必要な緊急物資等の輸送と、震災後いち早く地域の復興・活性化を図れるように、耐震強化岸壁、航路泊地、臨港道路(護岸を含む)を整備する。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業 港整備交付金を活用する事業

[施設の種類(事業区域)、事業主体]

- ・ 港湾施設(相生港、赤穂港、坂越港) 兵庫県
- ・ 漁港施設(坂越漁港、福浦漁港、岩見漁港) 赤穂市、たつの市

[整備量]

(港湾施設)

- ・ 係留施設、係留施設(耐震強化岸壁)、臨港道路、泊地、航路、防波堤、護岸、緑地、

(漁港施設)

- ・ 係留施設、防波堤、護岸、輸送施設、航路、泊地、漁港施設用地

[事業期間]

- ・ 港湾施設 平成17年度～21年度
- ・ 漁港施設 平成18年度～21年度

海一円の海洋レジャーツーリング客の誘致を図るための啓発事業を行う。

- ・ 水産振興を図るため、防波堤、護岸、係留施設、漁港施設用地、輸送施設、緑地を整備する。
- ・ 震災時に必要な緊急物資等の輸送と、震災後いち早く地域の復興・活性化を図れるように、耐震強化岸壁、航路泊地、臨港道路(護岸を含む)を整備する。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業 港整備交付金を活用する事業

[施設の種類(事業区域)、事業主体]

- ・ 港湾施設(相生港、赤穂港、坂越港) 兵庫県
- ・ 漁港施設(坂越漁港、福浦漁港、岩見漁港) 赤穂市、たつの市

[整備量]

(港湾施設)

- ・ 係留施設、係留施設(耐震強化岸壁)、臨港道路、泊地、航路、防波堤、護岸、緑地、

(漁港施設)

- ・ 係留施設、防波堤、護岸、輸送施設、漁港施設用地

[事業期間]

- ・ 港湾施設 平成17年度～21年度
- ・ 漁港施設 平成18年度～21年度

【港整備交付金の事業費】

- ・ 総事業費 2,920,000 千円
- ・ 港湾施設 2,100,000 千円(うち交付金 845,000 千円)
- ・ 漁港施設 820,000 千円(うち交付金 410,000 千円)

※なお、上記事業の整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による

5-3 その他の事業

(以下変更なしのため省略)

【港整備交付金の事業費】

- ・ 総事業費 2,920,000 千円
- ・ 港湾施設 2,100,000 千円(うち交付金 845,000 千円)
- ・ 漁港施設 820,000 千円(うち交付金 410,000 千円)

※なお、上記事業の整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による

5-3 その他の事業

(以下変更なしのため省略)